

教 育 委 員 会 臨 時 会 次 第

令和7年9月8日(月)

午後5時～

函南町役場 6階 議員全員協議会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長あいさつ

4 付議案件

議案第47号 損害賠償の額の決定及び和解について

5 報 告

報告第13号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

6 そ の 他

(1) 教育委員会委員の任命について

(2) 次回委員会開催予定

令和7年9月24日(水) 13:10～ 函南町役場3階 教育委員会室

※ 同日午前中に、学校等訪問を実施します。

(東小、自由ヶ丘幼稚園、東中(給食試食))

9時00分に役場1階ロビーにご参集ください。

事前に配付してあります「学校・園経営書」をご持参ください。

熱中症対策は各自でお願い致します。(飲み物、扇子等)

議案第47号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決が必要なため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

記

1 損害賠償額

金 1, 2 8 1, 4 9 3 円

2 和解の相手方

香月 武雄

令和7年9月8日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年7月11日午後2時20分頃、函南町立東中学校で発生した窓枠の落下による車両の破損事故について、損害賠償の額を決定し、和解をするため、教育委員会の意見を求めるものです。



第一当事者（甲）用

示 談 書

令和 年 月 日

第一当事者 氏 名 函南町長 仁科 喜世志 印

（甲） 住 所 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

第二当事者 氏 名 香月 武雄 印

（乙） 住 所

事故発生日時	令和 7 年 7 月 11 日 午後 2 時 20 分頃
事故発生場所	静岡県田方郡函南町柏谷 539 番地 函南町立東中学校駐車場
事故の原因 状況結果	上記日時、場所において、甲が所有する函南町立東中学校校舎 4 階男子トイレの窓ガラスの建付けが悪く、生徒が窓枠を持ち上げて開閉しようとした際、窓枠が落下し、直下に駐車していた、乙所有の自家用車に直撃し、サンルーフを破損した。以下余白。
示談の内容	甲は乙に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金 1,281,493 円を乙指定口座に支払う。なお、本件事故に関し、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係が無いことを確認する。以下余白。

全国町村会総合賠償補償保険事故報告書

損害保険ジャパン(株)

御中

次のとおり通知いたします。
また、私は本件事故について、被害を受けた被害者・加害者の両者(以下「相手方」といいます。)の個人情報を取得し、以下に示す事項について同意していることを通知いたします。
1. 貴社が、保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴社が、上記の利用目的のために、業務委託先、経理業者、医療機関、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
3. 全国町村会および関連団体から、本保険制度の適切な運営を目的として、相手方の個人情報を取得し、また、引受保険会社(総務)である株式会社損害保険ジャパンに提供すること。

静岡

県

氏名

函南

仁科 喜世志

町長

(押印省略可)

令和7年 9月 2日

加入証番号	6	保険料分担金領収日	令和7年5月21日	契約類型	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
事故発生日時	令和7年7月11日 午前 午後 2時20分頃	予防接種事故の場合は、賠償問題になる可能性を接種した医師または町村が最初に認識した日			
事故発生場所	函南町柏谷539番地 函南町立東中学校 駐車場				
事故発生施設の名称	函南町立東中学校 町村等が使用する施設 組合が管理				
活動または業務の種類	(具体的に記入してください) 生徒の清掃活動中				
加害者氏名	(直接加害行為をした第三者がいる場合に記入してください) 届出警察署名				
身体事故	被害者	氏名	男 女 ()	保護者氏名	(被害者が未成年の場合のみ記入)
		住所	TEL. ()		
	身体障害(精神的損害)	程度	死亡 後遺障害 ()	見込 入院 ()	日見込 通院 ()
		部位			
		症状	骨折 切断 創傷 打撲 火傷 その他 ()		
	治療病院名	TEL. ()			
財物事故	所有者	(氏名) 香月武雄	(住所)		
	損壊財物の名称	普通自動車	損壊の程度	サンルーフおよび天板の破損	
	修理業者名	(注1) ネットトヨタ静岡 伊東店 090-5619-7886 担当者名 坂田様 TEL. 0557 (38)0010	損害見込額	1,281,493円	
公金事故	盗難等の場合	届出警察署(派出所)	届出番号	()	
		届出年月日 年 月 日	受理番号	()	
	火災等の場合	届出消防署名			
	損害見込額				

(注1) 修理の着手を急ぐ場合は、事故報告書作成前に直接損保ジャパンに連絡ください。

事故の発生状況	(学校事故の場合 授業中 課外活動中 休憩時間中 その他) (道路事故の場合 完全舗装 簡易舗装 舗装なし) (予防接種事故の場合 法定予防接種 行政措置予防接種 接種名)	
	(事故発生状況図) 	
	生徒が4階男子トイレを清掃中、窓の開閉を行っていた。窓の建付けが悪かったため、窓枠を上を持ち上げながら開けようとしたところ、窓枠が外れてしまい、そのまま直下にある職員駐車場に駐車していた車両1台に落下。サンルーフと天板が割れる破損事故となった。	
事故の原因	4階男子トイレの窓はもとより建付けが悪く、開閉にはコツがいる。清掃を行っていた生徒は建付けの悪い窓の開け方について自分なりの知識を持っており、窓を上方向に持ち上げながら開ける方法を試してみた。その際、窓枠に設置されているはずのストッパーがなかったため、窓を持ち上げたことで隙間ができ、そのまま外れてしまったものだと推測される。	
被害者の意志表示	通勤用の自動車であるため、早急な修繕を希望している。担当ディーラーに持ち込んだところ、今回の件で所有車両は事故車扱いになり、今後車両を買い替えた際に、査定金額が全く付かなくなってしまうとのことだった。そのため、修繕費用だけでなく今後の保証面についても、可能な限り保険の中で対応をしていただきたい。	
町村等の対応	早急にすべての窓の点検を行い、安全確認を実施。この窓以外、危険な窓は見つからなかった。	
その他特記事項	(請求者が一部事務組合等である場合はその構成をご記入ください。例：A町、B村、C市・・・)	
町村等への連絡先	所在地	419-0192 静岡県田方郡函南町平井717-13
	担当課名	函南町教育委員会学校教育課 TEL. 055(979)8121
	担当者名	渡邊 淳一

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(昭二二法一六九・昭二三法一七九・昭二七法三〇六・昭三一法一四七・昭三七法一六一・昭三八法九九・昭六一法七五・平一一法八七・平一六法八四・平一八法五三・平二三法三五・一部改正)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、教育委員会に報告する。

記

1 損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年9月8日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

令和7年7月8日午後1時30分頃、函南町立西小学校職員駐車場で[]が草刈りを実施中、草刈機で小石を跳ね飛ばしてしまい、駐車してあった車両の窓ガラスを破損した事故について、損害賠償の額の決定及び和解をしたため、教育委員会に報告するものです。



第一当事者（甲）用

示 談 書

令和7年9月3日

第一当事者 氏 名 函南町長 仁科 喜世志



(甲) 住 所 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

第二当事者 氏 名

石 井 久 美



(乙) 住 所



事故発生日時	令和7年7月8日 午後1時30分頃
事故発生場所	静岡県田方郡函南町間宮 458 番地 1 函南町立西小学校職員駐車場
事故の原因 状 況 結 果	上記日時、場所において、甲の職員が草刈りを実施中、 草刈機で小石を跳ね飛ばし、上記場所に駐車していた乙 所有の自家用車に当て、窓ガラスを破損した。以下余白。
示 談 の 内 容	甲は乙に対し、本件事故に関する損害賠償金として、 金 441,506 円を乙指定口座に支払う。なお、本件事故に 関し、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係 が無いことを確認する。以下余白。



専決処分書

函南町間宮地内での事故による損害賠償事件について、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

損害賠償の額	441,506 円
賠償・和解の相手 方の住所氏名	石井 久実
和解事項	本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方ともに異議の申立て、請求をしない。
事故の発生年月日 及び発生場所	令和7年7月8日 午後1時30分頃 函南町間宮 458 番地 1
事故の概要	函南町立西小学校職員駐車場において、 [REDACTED] が草刈りを実施中、草刈機で小石を跳ね飛ばしてしまい、駐車してあった車両の窓ガラスを破損した。

令和7年9月3日

函南町長

仁科

喜世志



○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○町長の専決事項の指定について

平成8年12月20日
議決

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、町長において専決処分できる事項を次のとおり指定する。

なお、「町長の専決事項の指定について」(昭和63年12月21日議決)は、廃止する。

記

- 1 法律上、町の義務に属する1件50万円以下の損害賠償額の決定及びその和解に関すること。
- 2 交通事故により自動車損害賠償責任保険契約及び自動車保険普通保険契約に定める保険金額の最高限度内又は自動車損害共済委託契約に定める共済責任額の最高限度内において、法律上、町の義務に属する損害賠償額の決定及びその和解に関すること。

全国町村会総合賠償補償保険事故報告書

損害保険ジャパン(株)

御中

静岡

県

氏名

函南

仁科 喜世志

町長

(押印省略可)

令和7年8月 22 日

加入証番号	6	保険料分担金領収日	令和7年5月21日	契約類型	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
事故発生日時	令和7年7月8日 午前 午後 1時30分頃	予防接種事故の場合は、賠償問題になる可能性を 接種した医師または町村が最初に認識した日			
事故発生場所	458番地 函南町立西小学校 駐車場				
事故発生施設の名称	函南町立西小学校 町村等が使用する施設 組合 所有 管理				
活動または業務の種類	(具体的に記入してください) 草刈活動中				
加害者氏名	(直接加害行為をした第三者がいる場合に記入してください) 水本 清太 (用務員)				届出警察署名
被害者氏名	氏名	(男) (女) (才)		保護者氏名	(被害者が未成年の場合のみ記入)
	住所	TEL. ()			
	程度	(死亡) (後遺障害) (見込) (入院) (日見込) (通院) (日見込)			
	部位				
身体障害(精神的損害)	症状	(骨折) (切断) (創傷) (打撲) (火傷) (その他) ()			
治療病院名	TEL. ()				
所有者	氏名	(住所)			
	石井 久実				
損壊財物の名称	ステップワゴン (普通自動車)	損壊の程度	後部座席左側窓ガラス及びフロントガラス破損		
修理業者名	(注1) ホンダカーズ静岡 ユーセレクト沼津東 代車利用あり 担当者名 増田様 TEL. 055 (924)4136				損害見込額
441,506円					
盗難等の場合	届出警察署 (派出所)				届出番号 ()
	届出年月日 年 月 日				受理番号 ()
火災等の場合	届出消防署名				
	損害見込額				

(注1) 修理の着手を急ぐ場合は、事故報告書作成前に直接損保ジャパンにご連絡ください。

事故の発生状況	(学校事故の場合) (授業中) (課外活動中) (休憩時間中) (その他) () (道路事故の場合) (完全舗装) (簡易舗装) (舗装なし) () (予防接種事故の場合) (法定予防接種) (行政措置予防接種) (接種名 ())				
	が駐車場の草刈りを実施中、小石が飛んで (事故発生状況図)				
	しまい、5.5メートル後方に駐車していた、被害者 自家用車の後部座席左側窓ガラス及びフロントガ ラスに直撃し、窓ガラスを破損してしまった。				
					
事故の原因	周辺5メートル以内に車両や人がいないことを確認し、作業を行っていたが、後方に小石が飛んでしま い、駐車中の車両に直撃してしまった。				
被害者の意志表示	通勤用の自動車であるため、早急な修繕を希望している。				
町村等の対応	草刈りを行う際は、2名以上で行い、必ず飛散防止ネットを使用する。				
その他特記事項	(請求者が一部事務組合等である場合はその構成をご記入ください。例：A町、B村、C市・・・)				
町村等への連絡先	所在地	419-0192 静岡県田方郡函南町平井717-13			
	担当課名	函南町教育委員会学校教育課 TEL. 055(979)8121		担当者名	渡邊 淳一

議案第48号



函南町教育委員会委員の任命について

下記の者を函南町教育委員会の委員に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	函南町	
氏 名	ながさわ みゆき 長澤 幸	
生年月日	昭和57年	

令和7年9月16日 提出
函南町長 仁科 喜世志

提案理由

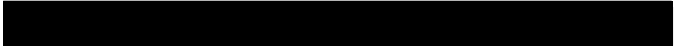
現委員（勝俣聡子委員）の任期満了（令和7年9月30日）により、新たに委員を任命したい。

任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日まで。

略 歴

氏 名 長澤 幸

職 業 司法書士

学 歴 平成21年 3 月 

経 歴 平成21年 4 月～平成22年 2 月

平成22年 8 月～平成25年 2 月

平成25年 8 月

その他の経歴

平成29年 4 月～平成30年 3 月

令和 7 年 4 月～